

## 高松地方裁判所委員会（第28回）議事概要

### 1 日 時

平成26年5月30日（金）午前10時～午後零時

### 2 場 所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）川崎達夫，木下亨，木村斉，木村泰昌，久利文代，豊澤佳弘，野村賢，蓮井守，三谷忠之，宮脇初恵（五十音順，敬称略）

（事務担当者）黒河事務局長，平野総務課長，多田総務課課長補佐

（オブザーバー）藪内民事首席書記官，山崎刑事首席書記官

### 4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

#### (1) 委員自己紹介（新任の野村委員）

#### (2) 「高松地方裁判所における広報活動について」説明

多田総務課課長補佐及び川口総務課文書係長より，高松地方裁判所における広報活動の状況を説明した。

#### (3) 意見交換

■ 本日の説明等を踏まえて意見交換をお願いしたい。

○ 40年ほど前，今ほど裁判傍聴などが取りざたされていなかった頃に，ある高校生が裁判傍聴をしたいと申し出たことがあり，その高校生の所属するクラス全員で裁判傍聴を行ったが，良い経験になり，勉強になったと言っていた。その高校生は今も法律関係の仕事に就いていると聞く。そのような機会を多く持ってもらうことは本当に良いことだと思う。

○ 私が所属している団体でも，参加者を募って見学などを実施しているが，今回の委員会での説明内容を見て，ぜひ利用したいと思った。利用に際してはどのようにすれば良いのか。また，大型バスなどで来庁することは可能か。

● 裁判傍聴の場合であれば，法廷の開廷時刻との関係があるので調整が必要であるが，法廷見学の場合については，ある程度柔軟に対応することが可能であるので，ホームページの申込書を利用して申し込んでもらいたい。また，大型バスの駐車などについても事前に情報提供があれば対応可能である。

○ 先ほど上映していたDVDについては，聴覚障害者の方に対する配慮はなされているのか。

● 字幕版もあり，これにより対応している。

○ 法廷傍聴の経験はあるが，法廷の中に入ったことは初めてであり，新鮮だった。なお，配付しているパンフレットが手元にあるが，新聞などでも子供向けの紙面を高齢者が見て，内容が分かりやすいという意見が出ており，このようなパンフレットについても高齢者への配慮があってもよいのではないか。

○ 大学生のインターンシップなどで，民間企業の受け入れはなされているが，中学生などの職場体験と同様に，大学生などの受け入れも検討してはどうか。

○ 裁判所には，様々な職種の職員が働いているが，職員募集という意味での広報活動などは行われているのか。

■ 職員募集の広報活動も随時行っている。

- 本日上映したDVDや説明内容は、裁判所側が作成したものではあるが、その内容において、公平・中立な裁判所が行う広報の内容として問題はないか。
- 裁判員広報のDVDの中には、車いす利用者が裁判員として参加している姿が描かれているが、現実の裁判員裁判でも、車いす利用者が選任された例はあるのか。その場合には、介助者は裁判が終わるまで待っているのか。
- 現任庁ではないが、以前勤務していた裁判所では実例があった。介助者については、ご家族がついて来ていた例もあったが、その方には傍聴をしてお待ちいただいた。また、別の例では車いす利用者がお一人で来庁していたようである。
- 裁判の開廷状況については、ホームページなどの公開はしていないのか。
- 裁判が直前で取り下げられるケースもあり、また、プライバシーの観点からも、ホームページに公開することはしていない。当日の朝に開廷表を庁内に掲示している。
- 裁判所の広報活動の在り方として、今日見ていただいたのは、学生向けや一般企業向けの一般広報であるが、これ以外にも、申立希望者に特化したものや、リクルート目的など、様々なニーズに合わせた広報活動が存在していると思われる。そのような目的との兼ね合いなどを考えて、委員の皆様が所属している団体における広報活動と比較すると、裁判所の広報活動の改善点などはあるか。
- 手続案内については、例えば交通事故に遭われた方というような形で、事象ごとに手続の説明やFAQをホームページに載せたりしているのか。
- ホームページ上での公開の仕方としては、「調停」とか「訴訟」というような形で、手続ごとにカテゴライズされているものであり、事象に合わせたカテゴライズはされていない。
- 私の所属している団体では、基本的には相手方が企業であることから、毎月の広報誌やホームページの情報更新など一般的な広報活動のほかには、営業職員においてタブレット端末などに当方が提供できるサービス内容を入れてあり、そのニーズに応じてタブレット上で相手先に紹介できるようにしている。また、マスコミを積極的に利用することで、広報効果は高まると考えられる。組織が違えば対象も異なるし、その意味では広報の在り方が違うことは当然だと思われる。裁判所の広報を見ていると、子供に対する広報という点では非常に参考になった。
- 模擬裁判を体験できるというのは、子供たちにとっては裁判というものがどういうものかを理解する上で、非常に良いきっかけになると思われるし、非常におもしろいと思う。
- 私が所属している団体では、法教育目的での広報活動を主として行っているが、裁判所の広報活動の在り方は非常に参考になった。先日庁内の見学のイベントを実施したが、なかなか参加者が集まらなくて苦慮した。今後も裁判所と連携を取りながら広報活動を実施できればと思う。
- 出前講座やイベントの募集については、新聞の本紙だけでなく、本紙とともに配付されている生活情報誌などにも掲載することで募集効果は上がるのではないかと。

## 5 次回予定

平成26年11月26日(水) 午前10時から2時間程度

(場 所) 高松高等裁判所大会議室(6階)

(テーマ) 刑事手続における犯罪被害者のための制度について